

茨城県企業局検査書類限定型工事実施要領

第1条（目的）

「検査書類限定型工事」は、完成（中間）検査時を対象に検査に必要な書類を限定し、受注者における説明用資料等の書類削減及び監督員と検査員との重複確認を避け、より効率化を図るものである。

また、検査で情報共有システム（以下、「ASP」という。）を活用することにより、ASPの普及を促進し、検査書類の電子化を推進する。

第2条（対象工事）

企業局発注工事のうちASP活用工事を対象とする。

※「低入札価格調査対象工事」は対象外とする。

※ 施工中の工事に適用する場合、監督員から文書等により改善指示が発出された工事は対象外とする。

第3条（内容）

1 検査

1) 検査員は、検査時に下記の8書類に限定して資料検査を行う。

- ①施工計画書
- ②施工体制台帳・体系図（下請引取検査書類(提示)含む）
- ③工事打合せ簿
- ④出来形管理一覧表、出来形管理図表
- ⑤品質管理一覧表、品質管理図表
- ⑥材料品質証明関係資料（材料使用届等）
- ⑦工事写真
- ⑧安全教育訓練実施資料

2) 上記書類の取扱いは、①から⑦はASP、⑧は紙またはASPとする。

ただし、既発注済工事で受発注者間の協議により紙による書類提出となっている場合は、ASPによらない。

3) 監督員は、「施工プロセスチェックリスト」を検査前に検査員へ提出し、チェック内容を説明するものとする。

第4条（実施方法）

1 当該工事を適用する場合は、入札公告（指名通知）時において、特記仕様書に明記するものとする。（別紙1記載例参照）

2 施工中の工事に適用する場合は、打合せ簿（指示書）により、受注者に指示するものとする。（別紙2記載例参照）

3 特別な事由がある場合は、検査通知時に、上記8種類以外の追加書類を併せて受注者に通知する。

第5条（適用）

この要領は、令和6年4月1日以降実施する工事検査に適用する。

(別紙 1)

【特記仕様書記載例】

第〇〇条 検査書類限定型工事

- 1 本工事は、「茨城県企業局検査書類限定型工事实施要領（令和6年4月 茨城県企業局）」に基づく検査書類限定型工事である。
- 2 検査時に対象とする書類は次の8種類とする。
 - ①施工計画書
 - ②施工体制台帳・体系図（下請引取検査書類(提示)含む）
 - ③工事打合せ簿
 - ④出来形管理一覧表、出来形管理図表
 - ⑤品質管理一覧表、品質管理図表
 - ⑥材料品質証明関係資料（材料使用届等）
 - ⑦工事写真
 - ⑧安全教育訓練実施資料
- 3 上記書類の取扱いは、①から⑦はASP、⑧は紙またはASPとする。

※工事打合せ記録簿については、上記を参考に作成願います。
ただし、受発注者間の協議により紙による書類提出となった場合は、情報共有システム（ASP）によらない。

※⑧安全教育訓練実施資料とは、TBM（作業手順書）、KY活動、新規入場者教育、安全教育・訓練、使用機械や仮設工の点検、安全日誌、店社パトロール、災害防止協議会、過積載防止の取組み等をいう。

(別紙 2)

【工事打合せ簿（指示書）記載例】

- 1 本工事を、「検査書類限定型工事」の対象工事とする。
検査書類限定型工事とは、完成（中間）検査時に下記の 8 書類に限定して検査を行うものである。
 - ①施工計画書
 - ②施工体制台帳・体系図（下請引取検査書類(提示)含む)
 - ③工事打合せ簿
 - ④出来形管理一覧表、出来形管理図表
 - ⑤品質管理一覧表、品質管理図表
 - ⑥材料品質証明関係資料（材料使用届等）
 - ⑦工事写真
 - ⑧安全教育訓練実施資料
- 2 上記書類の取扱いは、①から⑦は A S P、⑧は紙または A S P とする。
※工事打合せ記録簿については、上記を参考に作成願います。
ただし、受発注者間の協議により紙による書類提出となった場合は、情報共有システム（A S P）によらない。
※⑧安全教育訓練実施資料とは、T B M（作業手順書）、K Y 活動、新規入場者教育、安全教育・訓練、使用機械や仮設工の点検、安全日誌、店社パトロール、災害防止協議会、過積載防止の取組み等をいう。